平成 29 年（2017 年） 7 月 26 日
区 民 委 員 会 資 料
環 境 部 生 活 環 境 担 当

食中毒の発生及び対応について

1　事件の概要

平成２９年６月２７日、中野区内の飲食店にて会食した１グループ３名中３名が同月２９日から、下痢、発熱などの食中毒症状を呈した。

中野区保健所食品衛生担当では、７月３日、患者より通報を受け、下記飲食店に対し調査及び患者を含む検査を実施した。この結果、患者３名の内２名の糞便よりカンピロバクター（細菌）を検出し、さらに、患者の症状及び発症までの潜伏期間がその菌によるものとほぼ一致したこと、また、発症の原因となりうる共通食品は当該飲食店での食事以外にないことから、当該飲食店での食事が原因の食中毒と断定した。原因食品は当該飲食店が調理提供した食品で、原因物質はカンピロバクターであった。

区では、被害拡大防止のため、同月１４日から１９日まで６日間の営業停止の不利益処分（同月１３日の営業自粛を確認）を行うとともに、同月１４日から２０日まで７日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

2　原因施設（被処分者）

（1）　所在地　　東京都中野区中野
（2）　業　種　　飲食店営業（居酒屋）

3　食品衛生法違反の内容（根拠法令等）

食中毒の原因となった食事の提供（食品衛生法第６条違反）

4　不利益処分等の内容

営業停止６日間　（食品衛生法第５５条）（営業自粛１日間）